

# 薩摩川内市には転入者を対象とした助成制度があります。



## Q&A

Q、申請書の申請者はだれでもいいの？

A、申請者は、転入者かつ新幹線通勤をしている本人となります。

Q、2回目以降は申請しなくても補助金の交付を受けられますか？

A、その都度申請していただき、申請があった分についてのみ補助金を交付します。  
なお、通用期間の初日から4ヶ月以内に申請すればいいので、1ヶ月定期を利用されている場合、4ヶ月分をまとめて申請することができます。



## ！注意！

定期券を更新する場合、古い定期券は購入駅において回収されます。必ずコピーをとっておいてください。

## 新幹線通勤定期購入補助

### 【補助対象】

下記の①～⑤の要件をすべて満たし、定期券の通用開始から4カ月以内に申請できる方が対象となります。

- ① 令和2年4月から令和5年3月末までの転入者
- ② 転入日から、数えて3年を経過する日までの間に新幹線通勤定期券を購入し、通勤をしている方(川内駅を利用区間に含む定期券が対象となります)
- ③ 1ヶ月あたりの新幹線通勤定期券購入額から、勤務先より支給された通勤手当額(1ヶ月分)を差し引いた金額が、補助金額以上となる方
- ④ 市税等の滞納のない方
- ⑤ 自治会に加入した方

【補助金額】 補助金額は、各駅(川内駅からの営業キロ)により異なります。

主要駅	補助額
鹿児島中央駅、出水駅、新水俣駅、新八代駅	1万円
熊本駅、新玉名駅、新大牟田駅、筑後船小屋駅	1万5千円
久留米駅、新鳥栖駅、博多駅	2万円

【申請書類】 申請に際しては、下記の書類が全て必要となります。

書類の名称	左の書類の問合せ先
交付申請書※	薩摩川内市役所(企画政策課・各支所地域振興課)
住民票の写し(世帯全員のもの)	薩摩川内市役所(市民課・各支所地域振興課)
就労証明書	お勤め先
滞納のない証明書※	薩摩川内市役所(税務課・各支所地域振興課)
新幹線通勤定期券の写し※	申請者本人所有
請求書※	薩摩川内市役所(企画政策課・各支所地域振興課)

1回目(年度が変わって最初の申請を含む)・・・上記すべての書類が必要

2回目以降・・・※印が付いている書類が必要

### 【注意事項】

- 申請書は郵送では受け付けておりません。窓口にご持参ください。
- 申請の際には印鑑(シャチハタ不可)と振込口座の通帳をご持参ください。
- 転入前に購入された定期券については補助の対象外となります。
- 各添付書類は3ヶ月以内の取得日のものをお願いします。

■お問合せ先 薩摩川内市 未来政策部企画政策課内 定住支援センター  
☎0996-22-8115(音声案内後4852、4853) フリーダイヤル0120-420-200(直通)